

法律文献等の出典の表示方法 [2005 年版]

法律編集者懇話会

はじめに

私ども法律関係の雑誌、書籍の出版に携わる編集者で組織する懇話会では、かねてより「法律文献等の出典の表示方法」について、その形式の統一化が図れないものかと、検討してまいりました。私どもがこのようなテーマを検討した動機は、次の理由からです。

近年のように複雑多様な経済社会になりますと、法律専門家の方々でも、直面する問題の解決のため情報の検索に苦心されると存じます。膨大な情報量のなかで関係文献を日常的に見通していくことは、不可能に近くなってきています。そこで、多くは手近かにある文献を手がかりとして、そのなかに引用されている原典の文献を探し求めるのが通例と存じます。ところが、その引用文献の掲出スタイルは、現在のところ、著者によっても出版社によってもまちまちであり、その追跡も十分にできにくい場合が数多く見受けられます。読者から出版社への問い合わせも、この点に集中している感があります。

ご存じのように、アメリカでは『A Uniform System of Citation』が編集発行されており、また、日本医学会でも日本医書出版協会と協力して『医学文献の探しかた』が刊行され、文献の出典表示の統一化がすすめられています。読者に、より適切な情報を提供することは、法律関係の出版社にとっても、また、著作者イコール専門分野の読者でもある先生方にとっても、きわめて重要なことと思われまます。加えて、その出所を明示することは、著作権法を守り、育てていくうえでも大切なことです。そこで、「法律文献等の出典の表示方法」について何らかの共通基準がもてれば、読者の便宜これに優るものはないと考えました。その第一歩として、出版社同士がまず共通化していくことが必要と考えた次第です。

なお、私どものこのような趣旨ならびに文献の出典の表示方法等については、1989年に素案を発表し、法律学関係の各学会等で配布し、数多くのご意見を頂戴しました。それらのご意見を参考に、1993年に第二次の、また1997年に第三次改訂案をまとめることができましたことを、厚くお礼申し上げます。1998年からは、この第三次改訂に補訂を加えながら年度版としますが、この案につきましても、まだ不十分なところも多いと思われまますので、改めてご意見がございましたら、加盟出版社の編集者宛にご連絡・ご教示くださいますようお願い申し上げます。

2005年9月

法律編集者懇話会

目 次

はじめに.....	2
I 著作物の「引用」とは.....	4
II 出所（出典）の明示.....	5
法律文献等の出典の表示方法.....	6
I 文献の表示.....	6
1 雑誌論文.....	6
2 単行本.....	6
(1) 単独著書の場合.....	6
(2) 共著書の場合.....	6
(3) 翻訳書の場合.....	7
3 判例研究.....	8
(1) 雑誌の場合.....	8
(2) 単行本の場合.....	8
4 座談会等.....	8
5 その他（文中の表記）.....	8
(1) 前掲文献の扱い.....	8
(2) 注番号の扱い.....	8
II 判例，先例，通達の表示.....	9
1 判 例.....	9
2 先例，通達.....	9
III 法令名の略語.....	9
IV 判例集・判例評釈書誌の略称.....	16
1 大審院時代の判例集等.....	16
(1) 公的刊行物.....	16
(2) 私的刊行物.....	16
2 最高裁判所時代の判例集等（五十音順）.....	17
(1) 公的刊行物.....	17
(2) その他の官庁刊行物.....	18
(3) 私的刊行物.....	18
V 定期刊行物の略称.....	18

I 著作物の「引用」とは

学術研究の世界では、先人の業績の上に新たなケルンを立てていくという関係は古今東西変わっておりません。自然科学の分野では事柄の客観性、再現性を重視しており、いつの時点で発表したかという発表の時点によってその論証の評価が定まることがあり、他人の業績を引用することは大変重要とされています。

それでは社会科学ではどうでしょうか。内外を問わず学問の歴史的所産の蓄積を基礎として、その創見がはじめて自立しているといえましょう。したがって、テキストや一般普及書は別として、論文や著書の執筆に当たって他人の業績を引用することは必然であるといえるでしょう。

ところが、「引用」のスタイルは筆者によって実にまちまちであります。それが、ときには著作権侵害かどうかの境界線をめぐってトラブルの因となることもあります。

そこで執筆に当たっては、適切な「引用」とは何かを常に意識しておかなければならないわけです。では引用が許されるための条件とは何か、を文化庁の見解に従って、以下に記述しましょう。

著作権法では、その32条1項で、次のように定めています。

「公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行なわれるものでなければならない。」

① 引用として利用することができる著作物は、すでに公表されたものであること。

② その引用が公正な慣行に合致すること。

健全な社会通念で判断することですが、具体的には、自分の学説を展開し補強するために、他人の学説を引っぱってきたり、他人の学説や考え方を論評するために、他人の文章を引っぱってきたりする場合があります。しかし、引用に名を借りて、自己の著作物中に登場する必然性のない他人の著作物（文章、図表）を借用することは許されません。

③ 引用の方法は、言語の著作物であれば、引用文をカギカッコでくくって表示するなど、自己の文章との区別を図ること。（明瞭区別性）

引用対象の著作物が引用されているのかどうか判然としない利用方法は、公正な慣行に合致するといえませんが、

④ 引用の目的上、正当な範囲内で行われること。

自分の作った著作物があくまで主体であって、引用されてくる他人の著作物は従たる存在でなくてはなりません。（主従の関係）

引用される著作物の分量はどの程度が適当でしょうか。何字以内とか、何行とか、何ページとかという規定があるわけではなく、どのような著作物をどのように引用するかによって具体的に違うといえましょう。事柄の性質上、俳句や短歌のような短い文芸作品の場合は、一部分の引用は考えられず、全部の引用が可能といえましょう（なお、詩歌の場合、著作権者が日本音楽著作権協会〔JASRAC〕にその著作権の管理を委託しているもので、部分引用を越えたときのみなされる場合は、協会所定の使用料を支払うこととなります）。しかし、学説や論文などの場合は、その全部を引く必要はなく、引用するために必要最小限度の範囲内に限られるといえます。

⑤ 著作権法 32 条の規定によって引用が認められる場合には、著作物を翻訳して引用することができる（43 条 2 号）。

ただし、翻案して引用することは認められていないので（同条 1 号）、ダイジェスト引用はできず、著作権が及ばない程度の要旨引用にとどまるといえましょう。

⑥ 出所（出典）を明示すること。（後述Ⅱ参照）

⑦ 著作者は、著作物およびその題号に不本意な改変が加えられることのない権利を有すること（著作者人格権としての同一性保持権，20 条）。

著作物の利用に当たっては、著作物をそのままの形で利用することが理想的ですが、著作物利用の目的・態様から一部分カットしたり、修正する必要があるときは、単純ミス訂正の場合を除いて、著者の承諾を得なければなりません。

（以上、①～⑦の記述は、加戸守行著『全訂著作権法逐条講義』〔改訂新版，1994 年〕および文化庁著作権法令研究会編『著作権法ハンドブック』〔改訂新版，1998 年〕より一部要旨引用。ともに、著作権資料協会〔現，著作権情報センター〕発行）

なお、上記①～⑦のほか、さらに付言すれば、引用される著作者の名誉や声望を害する方法でその著作物を利用することは、著作者人格権を侵害する行為とみなされています（113 条 3 項）。たとえば、著作者の旧説を引用してことさら論評することなどはこの例といえましょう。

Ⅱ 出所（出典）の明示

著作権法 48 条では、「出所の明示」を定めています。つまり、引用する場合には、「著作物の出所を、その複製又は利用の態様に応じ合理的と認められる方法及び程度により、明示しなければならない。」（1 項）とされています。

そして、出所の明示に当たっては、この明示によって著作者名が明らかになる場合（たとえば、夏目漱石全集）および無名の著作物の場合を除き、「当該著作物につき表示されている著作者名を示さなければならない」（2 項）とされています。

① 合理的と認められる方法および程度とは、一般的に利用される著作物が出所の明示によって特定されることが必要で、少なくとも「著作物の題号」と「著作者名」の明示が必要であると一般的にはいわれています。

② 法律の分野において、どのような出所明示の方法が適当であるか、われわれ編集経験者の総力を結集して作成したのが、以下に記述した「法律文献等の出典の表示方法」です。

法律文献等の出典の表示方法

I 文献の表示

1 雑誌論文

執筆者名「論文名」雑誌名 巻 号 頁（発行年）または、巻 号（発行年）頁

例；① 横田喜三郎「条約の違憲審査権——砂川判決を中心として」国家 73 巻 7 = 8 号 1 頁以下
（1960）

② 末弘厳太郎「物権的請求権理論の再検討」法時 11 巻 5 号（1939） 1 頁以下〔民法雑記帳（上）
（日本評論社，1953）所収，238 頁以下〕

注；1) 当該論文のサブタイトルは，できるかぎり表示することが望ましい。

2) 頁は「ページ」ではなく、「頁」と表示する。当該巻号の頁で表示するのを原則とするが，合本にした場合等で通し番号があるときは，それを表示してもよい。なお，頁数の表示は末尾にすべきであるという見解がある。

3) 発行年は入れるものとする。西暦か和暦かは，共同執筆等の場合を除き，著者の意向による。

4) 巻・号・頁は，—（ダッシュ）または・（ナカグロ）で略してもよい。たとえば，「国家 73—7 = 8 — 1」。

5) 再収録された論文集があれば，「所収」を表示し，さらに頁を入れることが望ましい（例②参照）。その場合，論文集等の発行所名は，できるかぎり入れるものとする。

6) 定期刊行物の略称は，13 頁以下に掲出。

2 単行本

(1) 単独著書の場合

執筆者名『書名』頁（発行所，版表示，発行年）または（発行所，版表示，発行年）頁

例；三ヶ月章『民事訴訟法』125 頁（弘文堂，第 3 版，1992）

注；1) 書名は，原則として『 』でくくるものとするが，・（ナカグロ）でもよい。たとえば，三ヶ月章・民事訴訟法（弘文堂，第 3 版，1992）125 頁。

2) シリーズ名，サブタイトルは必要に応じて入れる。

3) 発行所はできるかぎり入れるものとする。

4) 発行年は必ず入れる。

5) 書名に改訂版，新版等が表示されている場合は書名の一部として表示し，書名にそれぞれが表示されていない場合は，（ ）内に入れる。ただし，版表示については，初版本については入れないが，改訂版，第 2 版，第 3 版等は，必ず入れる。

6) （発行所，版表示，発行年）の順序については，（発行年，版表示，発行所）でもよい。

(2) 共著書の場合

(a) 一般

執筆者名「論文名」共著者名『書名』頁（発行所，発行年）または，共著者名『書名』頁〔執筆者名〕
（発行所，発行年）

- 例；① 竹内昭夫「消費者保護」竹内昭夫ほか『現代の経済構造と法』397頁（筑摩書房，1975）
② 林良平ほか『債権総論』124頁以下〔林〕（青林書院，1978）

注；1) 出典表示の方法は「(1) 単独著書の場合」を参照。

- 2) 共著者が3名以上の場合は，1名のみ表示し，その他の共著者名は「ほか」と表示する。

(b) 講座もの

執筆者名「論文名」編者名『書名』頁（発行所，発行年）

- 例；① 金沢良雄「独占禁止法の理論——構造（目的）」経済法学会編『独占禁止法講座Ⅰ総論』159頁（商事法務研究会，1974）

- ② 平野竜一「現代における刑法の機能」『岩波講座・現代法（11）』9頁（岩波書店，1965）

注；1) 出典表示の方法は「1 雑誌論文」を参照。

- 2) 執筆者と編者が同一のときは，後の方を省略する（例②参照）。

- 3) 「編者代表」，「編著」は（編）と，「監修」は（監）と略してもよい。

- 4) 第1巻・第2巻，上巻・下巻等は原典表示が望ましいが，(1)・(2)，(上)・(下)と表示してもよい。

- 5) 書名につける『 』（二重カギカッコ）はなくてもよい。その場合，編集者と書名の間は，・（ナカグロ）でつなぐ。

(c) コンメンタール

編集者『書名』頁〔執筆者名〕（発行所，版表示，発行年）または，執筆者名『書名』頁〔編者名〕（発行所，版表示，発行年）

- 例；① 幾代通編『注釈民法（15）』205頁〔広中俊雄〕（有斐閣，昭41）

または，

- ② 広中俊雄『注釈民法（15）』205頁〔幾代通編〕（有斐閣，昭41）

注；なお，以上のほか，「(1) 単独著書の場合」を参照。

(d) 記念論文集

執筆者名「論文名」献呈名『書名』頁（発行所，発行年）

例；我妻栄「公共の福祉・信義則・権利濫用相互の関係」末川先生古稀記念『権利の濫用（上）』46頁（有斐閣，昭37）

注；1) 出典表示の方法は「1 雑誌論文」を参照。特に，記念論文は，個人の論文集に再収録される場合が多く，〔民法研究Ⅱ所収，21頁以下（有斐閣，昭41）〕のように，再収録の書名をできるかぎり表示することが望ましい。

- 2) 献呈名は，末川古稀のような略記で表示してもよい。

- 3) なお，最近の記念論文集は，献呈名を表示しないものもある。その場合は，「(b) 講座もの」の出典の表示方法による。

(3) 翻訳書の場合

原著者名（訳者名）『書名』頁（発行所，発行年）

例；ヴォン・メーレン編（日米法学会訳）『日本の法（上）』153頁（東京大学出版会，昭53）

注；出典の表示方法は「(1) 単独著書の場合」を参照。

3 判例研究

(1) 雑誌の場合

執筆者名「判批」雑誌名 巻 号 頁（発行年）または、巻 号（発行年）頁

例；大隅健一郎「判批」商事 140 号 7 頁（昭 34）

注；1) 「判例批評」「判例研究」等の判例研究は、原則として表題を掲げずに、「判批」「判研」とする。

2) 判例百選等の判例解説ものについても「判批」として扱う。ただし「判例解説」（最高裁調査官解説）の場合は「判解」とする。

(2) 単行本の場合

執筆者名『書名』事件または、頁（発行所、発行年）

例；鈴木竹雄・判例民事法昭 41 年度 18 事件評釈（有斐閣、昭 52）

注；判民、商判研、最判解説のような略語を使用してもよい。

4 座談会等

出席者ほか「テーマ」雑誌名（書名） 巻 号 頁〔〇〇発言〕（発行年）または、 巻 号（発行年）頁〔〇〇発言〕

例；池原季雄ほか「法例改正をめぐる諸問題と今後の課題」ジュリ 943 号 19 頁〔溜池発言〕（平 1）

5 その他（文中の表記）

(1) 前掲文献の扱い

例；鈴木・前掲注（28）123 頁

注；前掲（または前出）の場合は、単行本および論文ともに初出の注番号を必ず表示する。

なお、当該執筆者の文献が同一の（注）のなかで複数引用されている場合には、下記いずれかの表示方法をとる。

(a) 論文の場合……該当の雑誌名だけを表示するのを原則とする。ただし、論文のタイトルの略表示を用いることでもよい（特に、連載論文の場合、この用法がわかりやすい）。巻、号等は省略する。

例；(32) 高柳賢三「司法的憲法保障制（4）」国家 45 巻 6 号 15 頁（昭 6）→高柳・前掲注（32）「憲法保障（4）」15 頁

(b) 単行本の場合……例；(30) 我妻栄『近代法における債権の優越的地位』（有斐閣、昭 28）50 頁→我妻・前掲注（30）優越的地位 50 頁

(2) 注番号の扱い

注番号は、本文中の小見出しごとに番号を改めるような細分化をせず、通し番号とする。ただし、何を基準にして通し番号とするかは、講座論文、雑誌論文、モノグラフ等、発表形態および分量によって異なる。したがって、以下の方法が望ましい。

(a) 講座論文、雑誌論文の場合は、同一論文中は、通し番号とする。ただし、長論文の場合は、(b)による。

(b) モノグラフの場合（雑誌連載、単行本とも）は、編、章または節のような大見出しごとの通し番号

とする。

II 判例, 先例, 通達の表示

1 判例

最判昭和 58 年 10 月 7 日民集 37 卷 8 号 1282 頁〔1285 頁〕

東京地八王子支判昭 37・11・28 下民 13・11・2395

大判大 12・4・30 刑集 2 卷 378 頁

- 注；1) 頁は原則として、その判例が掲載されている初出の頁を表示する。
- 2) 特に該当部分を引用する場合は、その頁を〔 〕(キッコウ)で囲むか、読点(,)を付し連記して表示する。
- 3) 引用頁の表示は、その判例集の通しの頁とする。
- 4) 最高裁の大法廷判決については、最大判と表示し、小法廷判決については原則として、最判と表示する(小法廷を表記する場合は最○小判と表示)。なお、旧大審院の連合部判決については、大連判と表示し、その他は大判と表示する。また、地名はフルネームで表示する。
- 5) 年・月・日および巻・号・頁は・(ナカグロ)で表記してもよい。
- 6) たて組みの場合には、原則として、漢数字を用いるが、年・月・日はアラビア数字で表記してもよい。

2 先例, 通達

昭 41・6・8 民甲 1213 号民事局長回答

III 法令名の略語

各年版の総合六法全書(岩波書店, 三省堂, 有斐閣)の法令名略語に依拠した。

【あ 行】

安保約(安保)	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約
意	意匠法
育児介護	育児休業, 介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律
遺言準拠法	遺言の方式の準拠法に関する法律
遺失(遺失物)	遺失物法
遺伝子組換	遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律
牛個体識別	牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法

【か 行】

河	河川法
会	会計法
会更	会社更生法
会更規	会社更生法施行規則

外為法	外国為替及び外国貿易法
介保	介護保険法
海洋法約	海洋法に関する国際連合条約
覚せい剤	覚せい剤取締法
確定拠出年金	確定拠出年金法
家審	家事審判法
学教	学校教育法
割賦	割賦販売法
株券保管振替 (株券振替)	株券等の保管及び振替に関する法律
仮登記担保	仮登記担保契約に関する法律
監	監獄法
環境影響評価	環境影響評価法
環境基	環境基本法
議院証言	議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律
供 (供託)	供託法
教基	教育基本法
行審	行政不服審査法
行政個人情報 (行政個人情報保護)	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律
行政情報公開	行政機関の保有する情報の公開に関する法律
行政法人	独立行政法人通則法
行組	国家行政組織法
行訴	行政事件訴訟法
行手	行政手続法
銀行	銀行法
区画整理 (土区)	土地区画整理法
警	警察法
刑	刑法
警職	警察官職務執行法
刑訴	刑事訴訟法
刑訴規	刑事訴訟規則
刑訴費	刑事訴訟費用等に関する法律
軽犯	軽犯罪法
景表	不当景品類及び不当表示防止法
刑補	刑事補償法
憲	日本国憲法
建基	建築基準法
検察	検察庁法

健保	健康保険法
戸	戸籍法
小	小切手法
公益通報	公益通報者保護法
公害犯罪	人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律
公害紛争	公害紛争処理法
航空強取	航空機の強取等の処罰に関する法律
後見登（後見登記）	後見登記等に関する法律
公催（公示催告）	公示催告手続ニ関スル法律
公選	公職選挙法
厚年（厚年金）	厚生年金保険法
雇均（雇用均等）	雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律
国健保	国民健康保険法
国財	国有財産法
国際海運	国際海上物品運送法
国事代行	国事行為の臨時代行に関する法律
国籍	国籍法
国大法人	国立大学法人法
国年（国年金）	国民年金法
国賠	国家賠償法
国民保護	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する（武力攻撃事態国民保護） 法律
国連憲章（国際裁）	国際連合憲章及び国際司法裁判所規程
国連平和維持 （国連平和協力）	国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律
個人情報 （個人情報保護）	個人情報の保護に関する法律
国会	国会法
国旗国歌	国旗及び国歌に関する法律
国公	国家公務員法
国公倫理	国家公務員倫理法
雇保	雇用保険法
【さ 行】	
裁	裁判所法
財	財政法
災害基	災害対策基本法
債権譲渡特	債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律
裁審（最裁審査）	最高裁判所裁判官国民審査法
再生機構	株式会社産業再生機構法

最賃	最低賃金法
裁判員	裁判員の参加する刑事裁判に関する法律
裁判迅速化	裁判の迅速化に関する法律
産廃除去	特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法
自衛	自衛隊法
次世代育成	次世代育成支援対策推進法
自然環境	自然環境保全法
自治（地自）	地方自治法
失火	失火ノ責任ニ関スル法律
児童虐待	児童虐待の防止等に関する法律
児童買春	児童買春，児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律
児童約	児童の権利に関する条約
自賠	自動車損害賠償保障法
社会資本整備	社会資本整備重点計画法
借地借家	借地借家法
社債振替	社債等の振替に関する法律
住宅品質	住宅の品質確保の促進等に関する法律
周辺事態	周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律
収用（土収）	土地収用法
商	商法
少	少年法
少子基	少子化社会対策基本法
消費税	消費税法
商規（商施規）	商法施行規則
商登	商業登記法
商特	株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律
証取	証券取引法
消費基	消費者保護基本法
商標	商標法
消費契約	消費者契約法
食安基	食品安全基本法
女子差別撤廃約	女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約
所税	所得税
人権A規約	経済的，社会的及び文化的権利に関する国際規約
人権宣言	世界人権宣言
人権B規約	市民的及び政治的権利に関する国際規約
人種差別撤廃約	あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約
心神喪失処遇	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び（心神喪失医療観察） 観察等に関する法律

人訴	人事訴訟法
人訴規	人事訴訟規則
信託	信託法
人保	人身保護法
ストーカー	ストーカー行為等の規制等に関する法律
生活保護（生保）	生活保護法
政資	政治資金規正法
製造物（製責）	製造物責任法
性同一性障害 （性同一性障害特例）	性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律
税徴	国税徴収法
税通	国税通則法
政党助成	政党助成法
税特措	租税特別措置法
船主責任制限 （船主責任）	船舶の所有者等の責任の制限に関する法律
臓器移植	臓器の移植に関する法律
相税	相続税法
組織犯罪	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律
組織犯罪約	国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約
【た 行】	
大学評価	独立行政法人大学評価・学位授与機構法
代執	行政代執行法
建物区分 （区分所有）	建物の区分所有等に関する法律
WTO 協定	世界貿易機関を設立するマラケシュ協定
男女参画基	男女共同参画社会基本法
担信	担保附社債信託法
地公	地方公務員法
地財	地方財政法
知財基	知的財産基本法
地税	地方税法
知財高裁	知的財産高等裁判所設置法
地独行法	地方独立行政法人法
中間法人	中間法人法
仲裁	仲裁法
著作	著作権法
通信傍受 手	犯罪捜査のための通信傍受に関する法律 手形法

定員	行政機関の職員の定員に関する法律
典	皇室典範
電子契約特	電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律（電子消費者特例）
電子署名認証 （電子署名）	電子署名及び認証業務に関する法律
道	道路法
道交	道路交通法
盗犯	盗犯等ノ防止及処分ニ関スル法律
独行個人情報	独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律
独行情報公開 （独法情報公開）	独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律
特定債権	特定債権等に係る事業の規制に関する法律
特定商取引	特定商取引に関する法律
独行等労 （特独等労）	特定独立行政法人等の労働関係に関する法律
都計	都市計画法
土地基	土地基本法
特許	特許法
独禁	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律
【な 行】	
内	内閣法
内閣府	内閣府設置法
入管	出入国管理及び難民認定法
任意後見	任意後見契約に関する法律
年齢計算	年齢計算ニ関スル法律
【は 行】	
破	破産法
破規	破産規則
配偶者暴力	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律
配当支払	会社の配当する利益又は利息の支払に関する法律
爆発（爆取）	爆発物取締罰則
罰金臨措	罰金等臨時措置法
破防	破壊活動防止法
犯罪資金提供	公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律
犯罪被害保護	犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置（犯被保護）に関する法律
非営利活動	特定非営利活動促進法
非訟	非訟事件手続法

人質	人質による強要行為等の処罰に関する法律
風俗（風営）	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
不公正告 （不公正取引）	不公正な取引方法
不正アクセス	不正アクセス行為の禁止等に関する法律
不正競争	不正競争防止法
不登	不動産登記法
扶養準拠法	扶養義務の準拠法に関する法律
武力攻撃事態	武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律
文化財	文化財保護法
分割労働承継 （労働契約承継）	会社の分割に伴う労働契約の承継等に関する法律
平和条約	日本国との平和条約
弁護	弁護士法
法税	法人税法
法律支援 （総合法律支援）	総合法律支援法
法律扶助 （民事扶助）	民事法律扶助法
暴力	暴力行為等処罰ニ関スル法律
保険	保険業法
【ま 行】	
麻薬	麻薬及び向精神薬取締法
マンション管理	マンションの管理の適正化の推進に関する法律
マンション建替	マンションの建替えの円滑化等に関する法律
身元保証	身元保証ニ関スル法律
民	民法
民再	民事再生法
民再規	民事再生規則
民施	民法施行法
民執	民事執行法
民執規	民事執行規則
民訴	民事訴訟法
民訴規	民事訴訟規則
民訴費	民事訴訟費用等に関する法律
民調	民事調停法
民保	民事保全法
民保規	民事保全規則

明憲 (旧憲, 帝憲) 大日本帝国憲法

【や・ら・わ 行】

有 有限会社法

予防更生 (犯更) 犯罪者予防更生法

利息 利息制限法

領海 領海及び接続水域に関する法律

労安衛 (労安) 労働安全衛生法

労基 労働基準法

労組 労働組合法

労災 労働者災害補償保険法

労審 (労働審判) 労働審判法

労調 労働関係調整法

労働憲章 国際労働機関憲章

労派遣 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業 (労働派遣)

条件の整備等に関する法律

IV 判例集・判例評釈書誌の略称

裁判所および市販の判例資料で慣用化している略称に依拠した。2字表記を原則とする方向を追求したが、略称表記に「ゆれ」のあるものは、併記した。()内は、発行元、初号～終号刊行年を示す。～印の次に空欄のあるものは、今日、刊行継続中であることを示す。なお、次のV欄も参照のこと。

1 大審院時代の判例集等

(1) 公的刊行物

民 録 大審院民事判決録 (司法省, 明 8～明 20, 明 24～明 28)

刑 録 大審院刑事判決録 (司法省, 明 8～明 17, 明 19～20, 明 24～明 28)

民 録 大審院民事判決録 (東京法学院, 中央大学, 明 28 (1輯)～大 10 (27輯))

刑 録 大審院刑事判決録 (東京法学院, 中央大学, 明 28 (1輯)～大 10 (27輯))

民抄録 大審院民事判決抄録 (大審院, 明 31 (1巻)～大 10 (93巻))

刑抄録 大審院刑事判決抄録 (大審院, 明 24 (1巻)～大 10 (93巻))

民 集 大審院民事判例集 (大審院判例審査会, 法曹会, 大 11 (1巻)～昭 21 (25巻))

刑 集 大審院刑事判例集 (大審院判例審査会, 法曹会, 大 11 (1巻)～昭 22 (26巻))

行 録 行政裁判所判決録 (行政裁判所, 東京法学院, 中央大学, 帝国地方行政学会, 最高裁判所, 明 23 (1輯)～昭 22 (58輯))

朝高録 朝鮮高等法院判決録 (高等法院書記課, 司法協会, 大 3 (1巻)～昭 18 (30巻))

(2) 私的刊行物

裁判例 大審院裁判例 (法律新聞別冊) (法律新聞社, 大 14 (1巻)～昭 12 (11巻))

新聞 法律新聞（法律新聞社，明 33（1号）～昭 19（4922号））
判決全集 大審院判決全集（法律新報付録）（法律新報社，昭 9（1輯）～昭 17（9輯））
評論全集 法律〔学説判例〕評論全集（法律評論社，明 45（1卷）～昭 19（32卷））
法学 法学（東北大学法学会誌）（東北大学，岩波書店，昭 7（1卷）～昭 19（13卷1号））

2 最高裁判所時代の判例集等（五十音順）

(1) 公的刊行物

一審刑集 第一審刑事裁判例集（昭 33（1卷））
下刑 下級裁判所刑事裁判例集（法曹会，昭 34（1卷）～昭 43（10卷））
家月 家庭裁判月報（昭 24（1号）～ ）
下民 下級裁判所民事裁判例集（法曹会，昭 25（1卷）～昭 62（35卷5-8号））
行月 行政裁判月報（昭 23（1号）～昭 24（24号・追録））
行集（行裁例集） 行政事件裁判例集（法曹会，昭 25（1卷）～平 9（48卷11・12号））
刑月 刑事裁判月報（法曹会，昭 44（1卷）～昭 62（18卷5-6号））
高刑速 高等裁判所刑事判決速報集（法曹会，昭 56～ ）
高刑特 高等裁判所刑事裁判特報（昭 29（1卷）～昭 33（5卷））
高地簡特 高等裁判所・地方裁判所・簡易裁判所民事裁判特報（昭 24）
高民（刑） 高等裁判所民事（刑事）判例集（判例調査会，昭 23（1卷）～ ）
交通下民 交通事故による不法行為に関する下級裁判所民事裁判例集（法曹会，昭 36度，昭 38度）
最刑要旨 最高裁判所裁判集（刑事）要旨集
最高民（刑）要旨 最高裁判所・高等裁判所民事判例要旨集（1～9），刑事判例要旨集（1～9）
裁時 裁判所時報（法曹会，最高裁事務総局編，昭 23（1号）～ ）
裁判集民（刑） 最高裁判所裁判集民事（刑事）（裁判所の部内資料，昭 22（1号）～ ）
最民要旨 最高裁判所裁判集（民事）要旨集 民法編（上）（下），商法・民事訴訟法（上・下），民事
関連法編（上）（下），行政法編（上）（下），社会経済法編（上）（下）
知的裁集 知的財産権関係民事・行政裁判例集（法曹会，平 3（23卷）～平 10（30卷））
登記先例 登記関係先例集（テイハン，昭 30（上，下，追加編 I～VIII）～ ）
東高刑時報 東京高等裁判所判決時報（刑事）（昭 26～昭 28（1-3卷））
東高刑特 東京高等裁判所判決特報（刑事）（昭 22（1号）～昭 25（28号））
東高時報 東京高等裁判所判決時報（法曹会，昭 28（4卷）～ ）
判特 高等裁判所刑事判決特報（昭 24（1号）～昭 29（40号））
不法下民 不法行為に関する下級裁判所民事裁判例集（法曹会，昭 31～昭 32）
民（刑）資 民事（刑事）裁判資料
民（刑）集 最高裁判所民事（刑事）判例集（判例調査会，昭 22（1卷）～ ）
無体例集 無体財産関係民事・行政裁判例集（法曹会，昭 44（1卷）～平 2（22卷））
労刑決 労働関係刑事事件判決集（法曹会，第 1輯（刑事裁判資料 10号）～ ）
労裁資 労働関係民事行政裁判資料（昭 23（1号）～昭 25（8号））
労裁集 労働関係民事事件裁判集（法曹会，昭 24（1号）～昭 25（7号））
労民 労働関係民事裁判例集（法曹会，昭 25（1卷）～平 9（48卷5-6号））

(2) その他の官庁刊行物

- 高検速報 高等裁判所刑事裁判速報（各高等検察庁作成の部内資料）
国税例集 国税徴収関係判例集（国税庁，昭 24～ ）
訟 月 訟務月報（法務省訟務局，昭 30（1 巻）～ ）
審 決 集 公正取引委員会審決集（公正取引協会，昭 25（一）～ ）
推計裁集 推計の合理性に関する裁判例集成（法務省訟務局，昭 25～昭 53）
税 資 税務訴訟資料（国税庁，昭 22～ ）
直税要集 直接国税課税判決要旨集（国税庁直接税部，4 冊（昭和 22～昭 60））
取 消 集 審決取消訴訟判決集（特許庁，昭和 23～ ）
排 命 集 公正取引委員会排除命令集（公正取引委員会部内資料，昭 37～ ）
民 月 民事月報（法務省民事局，昭 19～ ）
命 令 集 不当労働行為事件命令集（中央労働委員会，昭 24～ ）

(3) 私的刊行物

- 金 判 金融・商事判例（経済法令研究会，月 2）
金融判研 金融判例研究（金融法学会；金融財政事情研究会，年 1，平 3（1 号）～ ）
交 民 交通事故民事裁判例集（ぎょうせい，昭 43（1 巻 1 号）～ ）
重 判 解 重要判例解説（ジュリスト臨時増刊，年 1，昭 48（昭 41・42 度），昭 43（昭 43 度）～ ）
主 判 解 主要民事判例解説（判例タイムズ臨時増刊，年 1，昭 63（昭 62 度）～ ）
新 聞 法律新聞（新法律新聞社，昭 31（1 号）～昭 33（112 号））；週刊法律新聞（法律新聞社，昭 41（1 号）～ ）
セレクト 判例セレクト（法学教室付録，年 1）
判 時 判例時報（判例時報社，月 3）
判 自 判例地方自治（ぎょうせい，月 1）
判 タ 判例タイムズ（判例タイムズ社，月 2）
判 評 判例評論（判例時報付録，判例時報社，月 1（当初年 4），昭 30（1 号〔判例時報 50 号付録〕～ ）
民 主 解 民事主要判例解説（判例タイムズ臨時増刊，年 1，昭 53（昭 52 度）～昭 58（昭 57 度））
リマークス 私法判例リマークス（法律時報別冊，年 2，平元（1 号）～ ）
労 判 労働判例（産業労働調査所，月 2）

V 定期刊行物の略称

おおむね「法律時報文献月報」により，判例集の略称と同様に 2 字表記を原則とした。以下に，学会誌，市販の法律・判例雑誌と大学紀要の略称例を示す。なお，本案を利用する場合には，画一的な適用は避け，たとえば，略称と完全誌名の対照表をつけるなどの工夫が望まれる。

★学会誌・法律雑誌，官公庁等の発行誌

医事法	年報医事法学（日本医事法学会；日本評論社，年1）
AIPPI	A. I. P. P. I.（国際工業所有権保護協会日本支部，月1）
NBL	NBL（商事法務研究会，月2）
外法	外国の立法（国立国会図書館調査立法考査局，月1）
科警	科学警察研究報告（科学警察研究所，年7）
家族	家族〈社会と法〉（日本家族〈社会と法〉学会；日本加除出版，年1）
監査	月刊監査役（日本監査役協会，月1）
鑑定	不動産鑑定（住宅新報社，月1）
企会	企業会計（中央経済社，月1）
季教	季刊教育法（エイデル研究所，年4）
季行	季刊行政管理研究（行政管理研究センター，年4）
季人	季刊人事行政（日本人事行政研究所，年4）
企法	企業法研究（企業法学会；商事法務研究会，年1）
行財政	行財政研究（行財政総合研究所，月1）
教法	日本教育法学会年報（日本教育法学会；有斐閣，年1）
季労	季刊労働法（総合労働研究所，年4）
金法	旬刊金融法務事情（金融財政事情研究会，月3）
銀法	銀行法務 21（経済法令研究会，月1）
金融法	金融法研究（金融法学会；金融財政事情研究会，年1）
空法	航空法務研究（航空法調査研究会）
警研	警察研究（良書普及会，月1）
刑政	刑政（矯正協会，月1）
刑弁	季刊刑事弁護（現代人文社，年4）
刑法	刑法雑誌（日本刑法学会；有斐閣，年4）
経法	日本経済法学会年報（日本経済法学会；有斐閣，年1）
警論	警察学論集（警察大学校；立花書房，月1）
ヶ研	ヶース研究（東京家庭裁判所家庭事件研究会，年6）
研修	研修（法務省法務総合研究所，月1）
現刑	現代刑事法（現代法律出版，月1）
憲問	憲法問題（全国憲法研究会；三省堂，年1）
公益	公益法人（公益法人協会，月1）
公証	公証（日本公証人連合会，年3）
公証法	公証法学（日本公証法学会；成文堂，年1）
工所法	工業所有権法学会年報（日本工業所有権法学会；有斐閣，年1）
更生	更生保護（法務省保護局，月1）
交通	交通法研究（日本交通法学会；有斐閣，年1）
公取	公正取引（公正取引協会，月1）
更犯	更生保護と犯罪予防（日本更生保護協会，年4）

公法 公法研究（日本公法学会；有斐閣，年1）
 国経法 日本国際経済法学会年報（日本国際経済法学会，法律文化社，年1）
 国際 国際法外交雑誌（国際法学会；有斐閣，年6）
 戸時 戸籍時報（日本加除出版，月1）
 戸籍 月刊戸籍（テイハン，月1）
 コピ コピライト（著作権情報センター，月1）
 債管 季刊債権管理（金融財政事情研究会，年4）
 際商 国際商事法務（国際商事法研究所，月1）
 際政 国際政治（日本国際政治学会；岩波書店，年1）
 司研 司法研修所論集（最高裁判所司法研修所，年2）
 自研 自治研究（良書普及会，月1）
 自セ 自治実務セミナー（良書普及会，月1）
 自正 自由と正義（日本弁護士連合会，月1）
 私法 私法（日本私法学会；有斐閣，年1）
 社保 社会保障法（日本社会保障法学会；法律文化社，年1）
 受新 受験新報（法学書院，月1）
 シュト シュトイエル（税法研究所，月1）
 ジュリ ジュリスト（有斐閣，月2）
 訟月 訟務月報（法務省訟務局，月1）
 商事 旬刊商事法務（商事法務研究会，月3）
 書研 書研所報（裁判所書記官研修所，年1）
 職研 地方自治職員研修（公務職員研修協会，月1）
 人月 人事院月報（人事院管理局，月1）
 新研 新聞研究（日本新聞協会，月1）
 信研 信託法研究（信託法学会，年1）
 人権 人権のひろば（全国人権擁護協力会，年6，98年4月「人権通信」を改題）
 信託 信託（信託協会，年4）
 税弘 税務弘報（中央経済社，月1）
 生保 生命保険協会会報（生命保険協会，年3）
 税法 税法学（税法研究所，月1）
 税理 税理（ぎょうせい，月1）
 曹時 法曹時報（法曹会，月1）
 租税 租税法研究（租税法学会；有斐閣，年1）
 損保 損害保険研究（損害保険事業総合研究所，年4）
 知管 知財管理（日本知的財産協会，月1）
 中労時 中央労働時報（労委協会，月1）
 調研 調研紀要（最高裁判所家庭裁判所調査官研修所，年2）
 著研 著作権研究（著作権法学会；有斐閣，年1）
 賃社 賃金と社会保障（旬報社，月2）

罪罰 罪と罰（日本刑事政策研究会，月4）
 登記イン 登記インターネット（民事法情報センター，月1）
 登研 登記研究（テイハン，月1）
 登情 登記情報（金融財政事情研究会，月1）
 時法 時の法令（大蔵省印刷局，月2）
 図月 国立国会図書館月報（国立国会図書館，月1）
 都研 都市問題研究（都市問題研究会，月1）
 特許 特許管理（日本特許協会，月1）
 特研 特許研究（発明協会，月1）
 都問 都市問題（東京市政調査会，月1）
 日不 日本不動産学会誌（日本不動産学会，年4）
 日仏 日仏法学（日仏法学会；有斐閣，年1）
 農法 農業法研究（農業法学会；有斐閣，年1）
 パテ パテント（弁理士会，月1）
 犯非 犯罪と非行（青少年更正福祉センター；矯正福祉会，年4）
 被害 被害者学研究（日本被害者学会；成文堂，年1）
 比較 比較法研究（日本比較法学会；有斐閣，年1）
 ひろば 法律のひろば（ぎょうせい，月1）
 不研 季刊不動産研究（日本不動産研究所，年4）
 不セ 不動産法律セミナー（東京法経学院出版，月1）
 米法 アメリカ法（日米法学会；東京大学出版会，年2）
 法科 法の科学（民主主義科学者協会法律部会；日本評論社，年1）
 法教 法学教室（有斐閣，月1）
 法コン 法とコンピュータ（法とコンピュータ学会；第一法規，年1）
 法史 法制史研究（法制史学会；創文社，年1）
 法資 法令解説資料総覧（第一法規，月1）
 法時 法律時報（日本評論社，月1）
 法社 法社会学（日本法社会学会；有斐閣，年1）
 法セ 法学セミナー（日本評論社，月1）
 法精 法と精神医療（法と精神医療学会；成文堂，年1）
 法曹 法曹（法曹会，月1）
 法哲 法哲学年報（日本法哲学会；有斐閣，年1）
 法民 法と民主主義（日本民主法律家協会，月1）
 民月 民事月報（法務省民事局，月1）
 民研 みんけん（民事研修・誌友会，月1）
 民商 民商法雑誌（有斐閣，月1）
 民情 民事法情報（民事法情報センター，月1）
 民訴 民事訴訟雑誌（民事訴訟法学会；法律文化社，年1）
 立調 立法と調査（参議院事務局企画調整室，年6）

レファ レファレンス（国立国会図書館調査立法考査局，月1）
労経速 労働経済判例速報（日本経営者団体連盟，月3）
労研 日本労働研究雑誌（日本労働研究機構，月1）
労旬 労働法律旬報（旬報社，月2）
労働 日本労働法学会誌（日本労働法学会；総合労働研究所，年2）

★法学部・法学科等のある大学の紀要

愛学 愛知学院大学論叢法学研究（愛知学院大学法学会，年4）
愛大 愛知大学法学部法経論集（愛知大学法学会，年3）
青法 青山法学論集（青山学院大学法学会，年4）
秋田 秋田法学（秋田経済法科大学法学部法学会，年2）
朝日 朝日法学論集（朝日大学法学会，年2）
亜大 亜細亜法学（亜細亜大学法学研究所，年2）
一法 一橋大学研究年報法学研究（一橋大学研究年報編集委員会，年1）
一論 一橋論叢（一橋大学一橋学会，月1）
愛媛 愛媛法学会雑誌（愛媛大学法学会，年4）
岡法 岡山大学法学会雑誌（岡山大学法学会，年4）
沖大 沖大法学（沖縄大学法学会，年1）
沖国 沖縄法学（沖縄国際大学法学会，年2）
香川 香川法学（香川大学法学会，年4）
学習院 学習院大学法学会雑誌（学習院大学法学会，年2）
神奈 神奈川県法学（神奈川県法学会，年3）
金沢 金沢法学（金沢大学法学部，年2）
鹿法 法学論集（鹿児島大学法学部，年2）
関学 法と政治（関西学院大学法政学会，年4）
関法 法学論集（関西大学法学会，年6）
関東学院 関東学院法学（関東学院大学法学会，年4）
関東学園 関東学園大学法学紀要（関東学院大学法学部，年2）
北九州 北九州大学法政論集（北九州大学法学会，年4）
九国 九州国際大学法学論集（九州国際大学法学会，年4）
京園 京都学園法学（京都学園大学法学会，年1）
近法 近畿大学法学（近畿大学法学会，年4）
熊法 熊本法学（熊本大学法学会，年4）
久留米 久留米大学法学（久留米大学法学会，年4）
神院 神戸学院法学（神戸学院大学法学会，年4）
神戸 神戸法学雑誌（神戸法学会，年4）
甲法 甲南法学（甲南大学法学会，年4）
国家 国家学会雑誌（国家学会事務所，年6）
国学院 國學院法学（國學院大学法学会，年4）

国士館 國士館法学（國士館大学法学会，年1）
 駒論 法学論集（駒澤大学法学部，年2）
 札院 札幌学院法学（札幌学院大学法学会，年2）
 札大 札幌法学（札幌大学法学会，年2）
 産法 産大法学（京都産業大学法学会，年4）
 静法 静岡大学法政研究（静岡大学法経学会，年4）
 島法 島大法学（島根大学法文学部法学科，年4）
 修道 修道法学（広島修道大学法学会，年2）
 上法 上智法学論集（上智大学法学会，年3）
 志林 法学志林（法政大学法学志林協会，年4）
 新報 法学新報（中央大学法学会，月1）
 駿河台 駿河台法学（駿河台大学法学会，年2）
 成蹊 成蹊法学（成蹊大学法学会，年2）
 成城 成城法学（成城大学法学会，年4）
 西南 西南学院大学法学論集（西南学院大学学術研究所，年4）
 清和 清和法学研究（清和大学法学会，年2）
 摂南 摂南法学（摂南大学法学部，年2）
 専法 専修法学論集（専修大学法学会，年3）
 早法 早稻田法学（早稻田大学法学会，年4）
 創法 創価法学（創価大学法学会，年4）
 大東 大東法学（大東文化大学法政学会，年1）
 高岡 高岡法学（高岡法科大学，年2）
 拓論 拓殖大学論集（拓殖大学研究所，年2）
 千葉 千葉大学法学論集（千葉大学法学会，年4）
 中央学院 中央学院大学法学論叢（中央学院大学法学部，年2）
 中京 中京法学（中京大学法学会，年4）
 筑波 筑波法政（筑波大学社会科学系〔法学・政治学〕，年1）
 帝京 帝京法学（帝京大学法学会，年2）
 桐蔭 桐蔭法学（桐蔭法学会，年2）
 東亜 東亜法学論叢（東亜大学法学部，年1）
 東海 東海法学（東海大学法学部，年2）
 東社 社会科学研究（東京大学社会科学研究所，年6）
 同法 同志社法学（同志社法学会，年6）
 東北学院 東北学院大学論集（東北学院大学学術研究会，年2）
 独協 獨協法学（獨協大学法学会，年2）
 都法 東京都立大学法学会雑誌（東京都立大学法学会，年2）
 奈良産 奈良法学会雑誌（奈良産業大学法学会，年4）
 南山 南山法学（南山大学法学会，年4）
 新潟 法政理論（新潟大学法学会，年3）

日法 日本法学（日本大学法学会，年4）
白鷗 白鷗法学（白鷗大学法学部）
阪学 大阪学院大学法学研究（大阪学院大学法学会，年2）
阪経法 大阪経済法科大学論集（大阪経済法科大学法学会，年3）
阪法 阪大法学（大阪大学法学部，年4）
姫路 姫路法学（姫路獨協大学法学部，年3）
広法 広島法学（広島大学法学会，年4）
福岡 福岡大学法学論叢（福岡大学総合研究所，年4）
福島 行政社会論集（福島大学行政社会学会，年4）
福山平成 平成法学（福山平成大学，年1）
法学 法学（東北大学法学会，年6）
法協 法学協会雑誌（法学協会事務所，月1）
法研 法学研究（慶應義塾大学法学研究会，月1）
法雑 大阪市立大学法学雑誌（大阪市立大学法学会，年4）
法政 法政研究（九州大学法政学会，年4）
法論 法律論叢（明治大学法律研究所，年6）
北園 北海学園大学法学研究（北海学園大学法学会，年3）
北法 北大法学論集（北海道大学法学部，年4）
北陸 北陸大学（北陸大学法学会，年3）
松山 松山大学論集（松山大学学術研究会，年6）
宮崎産 宮崎産業経営大学法学論集（宮崎産業経営大学法学会，年2）
明学 明治学院論叢法学研究（明治学院大学法学会，年3）
名学 名古屋学院大学論集（名古屋学院大学産業科学研究所，年4）
名経 名経法学（名古屋経済大学市邨学園短大法学会）
名城 名城法学（名城大学法学会，年4）
名法 名古屋大学法政論集（名古屋大学法学部，年4）
山院 山梨学院大学法学論集（山梨学院大学法学研究会，年2）
洋法 東洋法学（東洋大学法学会，年2）
横国 横浜国際経済法学（横浜国立大学大学院国際経済法学研究科）
立教 立教法学（立教大学法学会，年1）
立正 立正法学論集（立正大学法学会，年4）
立命 立命館法学（立命館大学法学会，年6）
龍谷 龍谷法学（龍谷大学法学会，年4）
琉法 琉大法学（琉球大学法文学部，年1）
論叢 法学論叢（京都大学法学会，年6）